

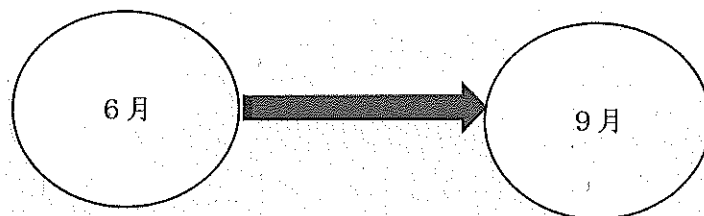
継続審査の議決をしたのに、中間時点で可決してしまった。

委員会審査は何をやっていたのか

普通 ・ 委員会で継続審査決定 → 本会議で継続審査を議決する

特別 ・ 委員会審査が長引いている、廃案になる可能性

動議 → 本会議の〇〇〇〇件については継続についての議決



あくまでも次の会期までのつなぎでしかない



審査・調査が終了までという議決を最初にするべきであったが、そうしなかったため、どうすることもできず。結局課長が責任をとって辞職した。

※継続審査となったものは委員長報告の対象となりえない。(中間報告となる)

こういうような意見はありませんでしたか。(委員長)

修正可決した場合 → 執行機関への質疑可能

質疑が終われば、討論に入る

私は〇〇〇の理由で、賛成します。反対します。

賛成の表明した後に、「やめた」はあり得ない。

評決の種類

- ①簡易
- ②起立(挙手) → スタンダード
- ③投票

可を諮る 否を諮る必要はない

会議規則70条に、投票要求の定めあり。

表決方法は議員運営会で予め議論される

基本的な諮り方 → 原案の通り決することに賛成

国会の場合 7(与党):3(野党) であれば、委員会の比率も慣例的に同じになる。

地方議会は、委員長報告の通り決することに賛成

委員会が否決となった場合、否の否は可決とは限らないのでもう一度表決をとる必要がある

原案の通り、決することに賛成という言い方をとったほうが良い(例:参議院)

国会 賛否の公表をしている

地方議会も公表すべき → 反対意見（以下）

国会は物理的に距離あり、プレッシャーが少ないので自分の意志で投票できる

地方議員の場合は市民との距離が近く、プレッシャーが強いので、これらの意味で「無記名投票」がある

例：原発、誘致、米軍など、自分の賛否の公表ができるのか。無記名はなし。

福岡県は起立方式をとっている。

<117条>除斥について

「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない。但し、議会の同意があつたときは、会議に出席し、発言することができる」

※議員が関係している予算・決算については除斥にはならない(例：補助金)

(例：指定管理の契約・裁判費用) 発生する

除斥の時期 → すべての議事手続きに参加できない(提案説明の段階から)

発言取消(3項目)については、自治体によって基準がまちまちである。

その場にいた人しか判断できない。

① 自ら申し出る

② 議長から議場の秩序を乱すとして、発言取消命令と留保宣告する

③ 他の議員から指摘する

現実には発言取消かどうかすぐに判断できないことが多い。

発言取消の留保宣告 議会終了後、テープ起こし、速記録で確認

発言取消命令の取消 → 裁判しても無駄 却下 内輪のことは内輪で解決しなさいという考え方からきている。議長が取消命令を出さないといけないことはない。

議長が実質的に動かないといけない、終わるまでに留保宣告をしておいたほうが無難
執行機関については明言なし。

動議 執行機関自ら申し出しない限り(認めない限り)取消はない

議員の身分と職責について → 労働対価であるという考え方

議員は非常勤であり、これに伴う不合理を考慮すべき

議決権行使における留意事項についての判例

(例) H24. 4. 20 神戸市 栃木 さくら市 住民監査請求に対する判決

違法な支出に対する損害賠償請求

96条 損害賠償の権利の放棄を議決（合法判決）

当時首長の借金棒引きは無効であるとして訴えた → 合法の判決

・世の中の変化について→富の分配（バブル期）

これからは負の分配が大きなウェイトを占めていく世の中になる。

そんな状況の中、いやでも議案に対す議決をしなければならないケースが増える。

議会が議決してくれたことだから、みんなで甘んじてそれを受けようというのが、理想の議会の姿である。

例) 埼玉 棄権が多い議員が問題となる

棄権について何も取り決めがないのが問題 → 賛成・反対・棄権

議員は誇りとプライドを持つべきである。

議会が都合のいいことはやる、悪いことはやらないでは困る。→ 根回しが足りない。

例：八幡浜市 議長が辞めない

議会の審議拒否 好ましくない

権限行使における留意点

<98条、100条>議員の資料請求権と調査権について

執行部の協力が必要。議員ではなく、あくまでも議会にあり。

地方公共団体の議会は、議会常任委員会（個人）を通して行う。

例：堺市 100条調査権 どうしてこんな問題が起こったのか、どういう対策が必要か。

誰かをつるし上げて抹殺するのは本末転倒である。

100条委員会で証人喚問を行い、自殺者まで出たのは問題。

建設的な意見に直していくのが理想

100条調査権、調査権、資料請求権については、

そのくらい重々しいということを十分理解すべき。

・動議について

何でもかんでも出せばいいというものではない。

議員提出 ◊ 集中砲火 質疑終結の動議

議長（委員長）に対し、議事進行上の問題点についてのみ質疑、注意、希望を述べる。

例) 補正予算審議の中で、ある団体への補助金支給の問題で、その団体に対する誹謗中傷を自らの広報誌に掲載し、裁判となる。→ 損害賠償、謝罪広告（最高裁判決）

議員の違法行為については個々を訴えるのではなく、まずは地方公共団体に損害請求が来る。

その後、議員個人に求償する。

・守秘義務について

職員（一般職） 守秘義務対象

職員（特別職） 守秘義務対象外

例）鹿児島市の「桜島ハザードマップ」の一部について、一部衝撃的な内容であったため、非公表にしたが、一職員が情報提供し、それを議員がその日のうちに公表、問題となる。職員のみ処罰対象（退職）となる。

議員は対象外であるだけに、自分の良識・見識が求められる。

議員は無礼の言葉を使用し、また他人の私生活にわたる言論をしてはいけない。固有名詞を使うべきかどうかまで慎重であるべき。必要でなければ使わない。

誉めると利益誘導と受け取られることもあり得る。

・一般質問について何を取り上げるべきか

1. 「市民に聞きたいこと」を取り上げるべきである。

政策立案機能については執行部に勝てない。議会として執行機関と互角に渡り合うことには無理がある。

2. ある自治体でやっていることを参考に、自らの自治体に当てはめてみる。

何故やれないのか、やるべきではないのか？

3. 持っている地域情報を最大限に活用する。

議員の情報能力はすごい。政策提案は執行機関に任せて議会は議会にしかできないことをやるべき。

【自由意見交換（抜粋）】

小さい規模の自治体を中心に、議員のなり手不足の問題がある。

報酬も低く、日曜日の議会開催など。女性議員不足、研修の必要性の問題など。

報酬は非常勤だから安めに設定、常勤が望ましい。

市民の意識を変えないと女性は増えない。

10,000人の町議会で住民とのアプローチの仕方を考える。

地道にやっていくことで、少数意見の発言機会が多数意見に変わっていくケースがある。

会派の前に一議員であり、閉会中に支援者のイベントに参加するなど。

議長選出は安定したいのであれば、最大会派から選出する。

自らの自治体が議会基本条例を制定しているかどうかのチェックを。

全会一致でないと可決されない議運あり。→ 国会の例

目的は「市を良くしよう。」同じはず。

■ 8月9日（第3日）講師：中邑先生 「地方議会の活性化と議員の役割」

・地方議会冬の時代と議会人の誇り

明治22年（1889）改革→国会のできない定数削減

1956年 会派・市政調査交付金

2000年 政務調査費

2012年 政務活動費（日本のみの制度）

・定数と報酬について

下げろの大合唱、定数を下げても議会は良くならない、定数減の市民の意見、議会に関心の薄い住民、候補者不足

平均報酬500万円、適正化には専門職制、得票率で助成金決定など

無投票の増加 → 県 26.9% 市 2.7% 町村 23.3%

・定数減の推移 → 2011 定数の法定上限を撤廃（議員自ら決められる）

定数検討指標 → 居住人口、代表率（人口/議員数）、学校区、常任委員会数

・議会改革について

基本条例の認知度が低い→法律文書ではなく、簡便な表現に

議会報告会の無関心、市議会だよりへの無関心

・地方議員の不満

低い住民評価、低報酬、自由時間の無さ

・地方議会が評価されないのは二元代表制の裏の部分に原因がある。

強市長、予算編成、人事権、拒否権、議会事務局人事

・予想される人口減少と自治体の対応

2025年問題→団塊の世代が後期高齢者（75歳）に

2040年問題→1800の自治体のうち896が消滅危機に

・少子高齢化社会への対応

単独自治体では限界、持続可能な発展の道を探る、行政体制の協働、連携

・防災と危機管理

災害対策基本法に基づく地域基本計画の中に「地方議会」は出てこない。

議会として防災対策を実施しているところはない。

議会の防災業務の役割 → 行政監視機能の強化、議決事件の活用

政策サイクルと教育活動の展開、指定避難所の整備、BCPの整備（4割未整備）

・議会改革について

予算決算と新規政策との連結、一般質問からの問題発掘、目標設定と PDCA サイクル
政策提言、条例の作成

・公共資源の枯渇時代

Don' t Look Up 政策創造 中央政府を見ても予算はなし

Don' t Look Back 創意工夫 将来を見よ

Look Around 学習効果 周辺を見よ

Watch Out 理論武装 地方自治体が訴えられるケース増

議員、教授は夢を語れ！ 夢を語れ！

【感想・今後の取組み等】

まずもって、地方議員であっても憲法 92 条でその身分が保障されていること、また議員定数など自らの立場に関わることを条例で自ら決定する権限を持っていることがわかり、議員としての良識・見識を問われるとともに、その責任の重さを痛感している。

議会運営上の様々な問題点について、具体的な事例の説明もあり大変わかりやすく、今回受けた研修の内容を忘れることなく、今後は議員としての責任をしっかりと果たしていきたい。また研修で知り合った全国の新人議員のネットワークで情報交換を重ねることで、今後の議員活動に生かしていきたい。